

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		費用の減免
根拠法令及び条項		新座市子育て支援ホームヘルパー派遣事業条例第12条 (費用の減免) 第12条 市長は、特に必要があると認めるときは、費用を減額し、又は免除することができる。
所管部課係名		こども未来部こども支援課こども政策係
審査	関係条項	新座市子育て支援ホームヘルパー派遣事業条例施行規則 (費用の減免) 第8条 条例第12条の規定により費用の減額又は免除を受けることができるときは、次のとおりとする。 (1) ヘルパーの派遣の決定を受けた者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたとき。 (2) ヘルパーの派遣の決定を受けた者の属する世帯の生計中心者又はそれに準じる同居の親族の死亡又は疾病若しくは負傷により、生計の維持が困難な状態にあると認められたとき。 (3) 前2号との権衡上市長が減額又は免除の必要があると認めるとき。 2 費用の減額又は免除を受けようとする者は、新座市子育て支援ホームヘルパー派遣費用減免申請書に減額又は免除を必要とする理由を証明する書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。
	基準 (未設定の場合はその理由)	次に該当する場合は、減免しない。 (1) 住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたとみなさない場合 (2) 世帯の生計中心者等の死亡又は疾病若しくは負傷により、生計の維持が困難な状態にあるとみなさない場合 上記については、保険料、遺族年金等の支払いで生活費に困窮することがない例が考えられる。
基準	参考事項	
	設定等年月日	平成29年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数14日

	設定等年月日	平成29年7月1日設定（平成 年 月 日最終変更）
--	--------	---------------------------